

別紙 3

逆綴り





# 教育法令コンメンタール

昭和63年10月30日 発行

編集 教育法令研究会

発行 第一法規出版株式会社

代表者 田中英雄

107-8560 東京都港区南青山2丁目11番17号

TEL 03-3404-2251 (大代表)

FAX 03-3404-2269

北海道(札幌)・東北(仙台)・東京(東京)  
(支社) 関東(東京)・信越(長野)・東海(名古屋)  
関西(大阪)・中國(広島)・四国(高松)  
九州(福岡)・沖縄営業所(那覇)

教コメ ISBN4-474-61817-3(3)

記

### 第一 改正法の概要

#### 第一 学校保健法の一部改正関係（改正法第一条関係）

##### 三 学校安全に関する事項

###### (5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の  
関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、  
地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。

（第三〇条関係）

通知・通達、行政実例、判例等

〔通知・通達〕

○学校保健法等の一部を改正する法律の公布について  
(抄)

このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七三号）」（以下、「改正法」という。）が平成二〇年六月一八日に公布され、平成二年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、

各学校において共通して取り組まるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添一及び別添三のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

ボランティア団体等の関係団体、地域で子どもを守る活動を実施している「子ども一一〇番の家」の活動等に協力している地域住民と連携を図ることも想定される。

児童生徒等が安心して生活できる安全な環境の整備のため、各学校が保護者や警察等の地域の関係機関、ボランティア団体等の地域の関係団体、地域住民等の関係者との連携が一層図られるよう期待される。

## 二 改正経緯

平成二〇年、「学校保健法等の一部を改正する法律」（平成二〇年法律第七二二号）により新設された。

解 説

一 趣旨

本条では、学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとするとされている。

学校内外における児童生徒等の安全確保のためにには、学校のみで対応可能な範囲には限りがあり、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。

実際には、当該学校が所在する地域の実情に応じて連携が図られるものであるが、一例を挙げれば、例えば保護者との連携の観点からは、学校安全に関するボランティア活動への保護者の積極的な参加や、保護者からの不審者や危険箇所に関する情報の提供、家庭における日常的な安全指導の実施といったものが考えられる。また、地域社会との連携の観点からは、各学校における防犯教室・防災訓練・交通安全教室の開催、学校内の巡回や通学路における見守り活動の実施等に当たって、警察や消防等の地域の関係機関、地域全体の安全を見守る活動を行う

## 第五節 地域の関係機関等との連携

### ◆学校保健安全法

#### (地域の関係機関等との連携)

第二十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

最終改正〔平成一〇年法律七三号〕

記

### 第一 改正法の概要

#### 第一 学校保健法の一部改正関係（改正法第一条関係）

#### 三 学校安全に関する事項

##### (4) 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

め各学校の実情に応じたものとすること。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。  
2 第三項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

#### 第二 留意事項

##### 第一 学校保健安全法関連

##### 三 学校安全に関する事項

##### (10) 危険等発生時対処要領の作成等について（第二十九条）

1 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじ

通知・通達、行政実例、判例等

〔通知・通達〕

## ○学校保健法等の一部を改正する法律の公布について

抄

各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

平成二〇年法律第七三号)」(以下「改正法」という。)が平成二〇年五月七日、文部科学省第52号訓令により施行された。このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成二〇年法律第七三号)」(以下「改正法」という。)が平成二〇年五月七日、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県各指定期間内に市長、各國公私立大學長、各國公私立高等専門学校長、各立派な大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各大学法人の理事長、各専門学校の校長、各行政法人、各國立高等専門学校機関、各地方独立行政法人、各國立高等専門学校の校長、各放送大学の学園理事長、各文部科学省入室ボーット、各少年局長通知

このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成二〇年法律第七三号)」(以下「改正法」という。)が平成二〇年六月一八日に公布され、平成二一年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・

「きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添二及び別添三のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追つてこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

見を聴取する。

四 原案の再修正・協議

全教職員で協議し、共通理解のもと、「マニュアル案」を完成させる。

五 学校独自の危機管理マニュアルの決定

校長が、自校の危機管理マニュアルを決定する。

三 事後の危機管理

第三項では、学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとするとしている。こうした支援は、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活を図るための事後の危機管理として取り組まなければならない重要な課題である。

本項における「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定される。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定される。

四 改正経緯

平成二〇年、「学校保健法等の一部を改正する法律」（平成二〇年法律第七二二号）により新設された。

二 次に、「フローチャート例」に沿つて緊急時に必要な対応を確認し、役割分担をしましょう。

三 内容（前項「盛り込むべき内容」参照）についても、下記のポイントを参考に、それぞれの学校の状況に合う独自の危機管理マニュアルを作成しましょう。

- ◇ 学校の規模（子どもの数、職員数、敷地面積等）
  - ◇ 学校の状況（門扉や塀の状況、校舎・事務室・職員室等の配置、来校者の動線等）
  - ◇ 地域の状況（都市、校外、山間、商店街、住宅街、工場地域、近隣学校等の有無等）
  - ◇ 子どもの状況（学年等発達段階、特別支援の有無、登下校方法、登下校時間帯等）
  - ◇ 緊急関係機関との連携状況（警察、病院までの距離等）
  - ◇ 地域の体制（ボランティア、「子ども一二〇番の家」等子どもを守る組織の状況等）
- 作成・見直しの手順

#### 一 原案作成

管理職・安全担当者などが中心となり、各学校の状況や地域の実状等を踏まえて、国、都道府県、市町村等の作成した危機管理マニュアルを参考にして、実効性のある原案を作成する。

#### 二 協議・修正

学校安全に関する組織、職員会議等で、教職員の意見を求め原案を修正する。

#### 三 原案についての意見聴取

警察やPTA、学校評議会、学校（保健）安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意

方法等)

- ②通学路の設定・安全点検（「子ども一一〇番の家」の場所、危険箇所の把握等）
- ③保護者、地域、関係機関等との連携体制の構築

(二) 安全教育・研修・訓練に関すること

- ①子どもの発達段階に応じた指導計画

- ②教職員、保護者、ボランティア等の研修

- ③防犯訓練及び検証

三 緊急事態発生時の対応

- ①対応手順・役割分担

- ②関係機関電話番号・通報文例（一一〇番、一一九番）

- ③子どもの避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）

- ④緊急時に使用する防犯設備の設置場所、操作方法

- ⑤報道・保護者対応例

四 事件・事故の事後対応

- 教育活動再開、心のケア等その他必要な事項

五 事件・事故の検証体制

○学校独自の観点

一 まず、自校の状況を把握し、安全上の課題を抽出することから始めましょう。

③〔教コメ六二〕

危険等発生時対処要領の作成例や手順等については、「学校の危機管理マニュアル ～子どもを犯罪から守るために～」（平成一九年 文部科学省）等を参考にしながら、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルを作成することが必要である。「学校の危機管理マニュアル ～子どもを犯罪から守るために～」において、「学校独自の危機管理マニュアル」を作成する際には、以下のような留意点が示されている。

●学校独自の危機管理マニュアルの作成について（「学校の危機管理マニュアル ～子どもを犯罪から守るために～」三十一、三十二ページ参照）

○作成の目的

一 学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割を明らかにし、危機管理体制を確立する。

二 作成した危機管理マニュアルを周知することで、学校、家庭、地域が一体となつた危機管理体制を明確にし、地域全体で子どもの安全を守る意識を高める。

○盛り込むべき内容

一 危機管理に関する学校の方針

二 日頃からの安全対策

(一) 日常の危機管理に関すること

※担当者、点検者等の役割分担を行う

①安全管理体制や施設設備の整備・安全点検（来校者の動線、施錠・解錠の方法、受付

(2) 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時に  
おいて職員が適切に対処するため必要な措置を講ずるものとする（第一項）。

(3) 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等  
及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その  
他の関係者的心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとす  
る。この場合においては、第十条（地域の医療機関等との連携）の規定を準用する（第三  
項）。

## 二 危険等発生時対処要領

危険等発生時対処要領（いわゆる「危機管理マニュアル」）とは、緊急時の対処方法、情報  
の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、被害に遭った子どもの心の  
ケアなど、危険等発生時に必要とされる様々な方策の具体的な内容とその実施体制について、  
あらかじめ各学校等において定めるものである。各学校等においては、危険等発生時に学校の  
対応を円滑に進めるため、学校や地域の状況に応じて教職員がとるべき措置の具体的な内容、手  
順等を明確にし、当該マニュアルが実効あるものにするとともに、学校を取り巻く状況の変化  
に伴い定期的な見直しを図る必要がある。また、危険等発生時においては、学校の設置者の支  
援が重要であることから、危険等発生時対処要領の策定に当たっては、学校と教育委員会など  
の学校の設置者との連携・協力が重要である。



## 解説

### 一 趣旨

本条は、危険等発生時対処要領の作成等についての規定である。

子どもの安全を確保するための取組の中でも、学校への不審者の侵入事件や地震など突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故等の発生時の安全管理については、校長などの管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが求められる。また、子どもの安全確保の重要性について、教職員の意識を向上させることもに、知識・技能を身につけさせるために、避難訓練や防犯訓練、心肺蘇生、心のケア等学校において安全に関する研修を実施することは極めて重要である。さらに、事故等に遭った児童生徒等に対する心のケアを速やかに実施するなど、事故等が生じてしまった後に当該児童生徒等に対して十分な支援を行うことが必要である。以上を踏まえ、本条では「危険等発生時対処要領の作成等」として次のように規定されている。

- ① 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成するものとする（第一項）。

る。この場合においては、第十条の規定を準用する。

最終改正(平成二〇年法律七三号)

## 第四節 危険等発生時対処要領の作成等

### ◆学校保健安全法

#### (危険等発生時対処要領の作成等)

- 第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時ににおいて職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとす

## 記

### 第一 改正法の概要

#### 第一 学校保健法の一部改正関係（改正法第一条関係）

##### 三 学校安全に関する事項

###### (3) 学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第二八条関係）

通知・通達、行政実例、判例等

〔通知・通達〕

סימן קידושין

(抄)

このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七三号）」（以下「改正法」という。）が平成二〇年六月一八日に公布され、平成二一年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、

各学校において共通して取り組まるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添二及び別添三のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参考ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追つてこれを行い、その内容について別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

③〔教コメ六二〕

支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとするとしている。

簡便な修繕など校長自らの権限で対応できる事項については、遅滞なく改善のための措置を講じること、また、大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、遅滞なく当該学校の設置者に對しその旨を申し出ることが必要である。校長からの申し出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努める必要がある。

### 三 改正経緯

平成二〇年、「学校保健法等の一部を改正する法律」（平成二〇年法律第七二号）により新設された。なお、改正前第三条の二（学校環境の安全）の趣旨の一部が本条に引き継がれている。

## 解説

### 一 趣旨

本条は、学校環境の安全の確保に関する規定であり、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとするとしている。

安全管理に関する規定は、昭和五三年の法改正により追加されたものであり、安全管理の意義等については、第二十六条の解説に譲ることとする。なお、本規定は、安全管理について制度上初めて明確に規定されたとされる従前の第三条の一（学校環境の安全・学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。）の規定のうち、改善措置に関する具体的な内容を定めたものである。安全点検の具体的な内容については、第二十七条の解説を参照されたい。

### 二 学校環境の安全の確保のための改善措置

一 本条では、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で

## 第二節 学校環境の安全の確保

### ◆学校保健安全法

#### (学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

最終改正〔平成二〇年法律七三号〕

り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

### ③ [教コメ六一]

いては別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

#### 第一 改正法の概要

##### 第一 学校保健法の一部改正関係（改正法第1条関係）

###### 三 学校安全に関する事項

###### (二) 総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。（第二十七条関係）

#### 第二 留意事項

##### 第一 学校保健安全法関連

###### 三 学校安全に関する留意事項

###### (九) 学校安全計画について（第一十七条）

一 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

一 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策

を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第二十八条）を講ずることが求められる」と。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たつては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取

については、迅速、的確に行われるよう警察との協力を進める必要がある。

### 第五 警察との連携

既に第一～第四で述べたように、登下校時の児童生徒の安全を確保するうえでは、警察との連携が不可欠であると考えられる。

学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な場面と様々な段階で意見交換を進めていくことが必要である。

### ○学校保健法等の一部を改正する法律の公布について

(抄)

平成二〇・七・九二〇文科省第五二二号  
各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、  
大字市長、各國公私立大学長、各國公私立高等専門学校校長、各公立大学  
法人の理事長、専門学校を設置する各地方公团体の長、各公立大学  
は高等専門学校を設置する行政法人の理事長、各公立大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の代表取締役、放送大学の専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校の理事長、大学を設置する各  
ボーッ・青少年局長通知

このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成二〇年法律第七三号)」(以下「改正法」という。)が平成二〇年六月一八日に公布され、平成二一年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・

災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても、各都道府県知事においては、所轄の学校(専修学校を含む)及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添二及び別添三のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参考ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容につ

### ③ [教コメ六二]

できる。その際、小学校低学年の児童だけでは困難な面もあるため、上級生とグループを組ませる、保護者や警察官と一緒に実際の通学路をまわるといった取組も有効であると考えられる。

#### ② 防犯教室等の活用

○防犯教室等の実施にあたって、警察官や防犯の専門家の協力を得て、具体的な場面を設定し、ロールプレイング等の手法を活用するなどの手法をとりながら実践的な対処方法を身につけさせることが重要である。

#### ③ 万ーの場合に対応するための指導

○登下校時に万ーの事態が起こった場合の具体的な対処方法（大聲を上げる、交番や「子ども一一〇番の家」に駆け込む等）について幼児児童生徒に対し、日頃から訓練しておくことが必要である。

○防犯ブザー等については、すぐに活用できるような携帯の方法、万ーの場合の使用方法等についても十分指導しておくことが重要である。

#### 第四 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や幼児児童生徒への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に

共有するための取組を進めていくことが重要である。

○関係者の間で共有することが望まれる情報としては、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における事等の情報など様々であり、事前に、収集する情報についての共通理解を図つておく必要がある。

○何らかの情報を共有する必要性が生じた場合のルール（第一報はどこにいれるのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で情報を誰が流すのか等）については、特に関係者間で共通理解を図つておくことが不可欠である。

○情報の収集・共有化を進める場合には、迅速性が求められるが、一方で、確実性等にも配慮する必要があり、この点についても一定のルールを定める必要があると考えられる。

○第二でも述べたように、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報などを収集することとしており、収集された情報については、地域住民へ積極的に提供することとなっている。

○教育委員会や学校等と警察との間では、学校警察連絡協議会などの場を通じて情報の交換に努めるとともに、特に不審者情報

○地域の境界や地域内の様々な場所に幼児児童生徒の安全を守る取組についての看板等を設置したり、協力の得られる店舗や住宅にステッカーを貼るといった方策により、幼児児童生徒の安全が地域全体で守られているという環境を醸成する」とも有効である。

### (3) 登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有

○幼児児童生徒の登下校のルートや時間などについては、最寄りの交番や警察署等にも連絡しておくことが重要であり、必要に応じ、登下校時のペトロールなどについて協力を依頼することも必要である。

### ○警察では、既に「学校周辺、通学路、児童公園等の子どもに対する犯罪が発生しやすい場所において、通学時間帯などを中心として、制服警察官による警ら・警戒活動を強化する」「子どもを犯罪から守るためにの対策の推進要領」(平成一七年五月一九日付、警察庁)こととしており、学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。

○また、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の一般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案

の発生が予想される場所についての情報などを収集し、提供することとしている(前掲推進要領)ところであり、教育委員会や各学校など様々な段階での密接な情報交換が望まれる。

○なお、登下校時における幼児児童生徒の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のためにには、既に平成一七年三月三一日付「学校安全のための方策の再点検等について」でも示しているように、学校警察連絡協議会などの活用も有効と考えられる。

### 第三 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要である。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれる可能性があること、通学路の近くにも危険な箇所があり近づいてはいけないといったことについて、しっかりと理解させが必要である。

#### ①通学安全マップの作成等を通じた指導

○通学安全マップの作成等に児童生徒を参加させることにより、児童生徒が自ら実感を持つて危険箇所を認識することが期待

### ③ [教コメ六二]

地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことがまず第一に求められることであり、次のような点が重要である。

○教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが必要である。

○特に、小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取組を進めることが重要である。

・例えば、小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校することも一つの方法であり、円滑に進めるため、登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なる下校時間をそろえることも効果的と考えられる。

・保護者や地域の方々の協力を得て、交代で同伴することなども一つの方法であると考えられる。

○様々な学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもつて保護者にしっかりと周知するとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておくことが必要である。

○特に冬期においては、日没が早くなることもあり、部活動などで遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡しておいた

り、場合によっては保護者の迎えを依頼するなどきめ細かな対策が求められる。

○遅刻、早退する児童については、時間、登下校方法について、保護者と確認することが重要である。

#### ② 幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備

幼児児童生徒の安全な登下校を地域全体で見守る体制の整備は重要である。具体的には、ボランティアの方々の協力を得て、「あいさつ」や「声掛け」をしながら児童生徒の登下校を見守ることや、看板の設置等により地域全体が児童生徒の安全を見守っているという雰囲気を醸成することも重要である。

○ボランティアとして保護者や地域の方々の協力を得て、児童生徒の登下校の見守りや通学路のパトロールを実施することも有効である。なお、保護者の協力を得る場合などは、例えば交代で数ヶ月に一回通学路に立てばすむようにするなど個々人の負担を少なくする配慮も必要である。

○保護者や地域の方々の理解を得るためにPTAだけではなく、自治会など地域の様々な団体に協力を求めることが適当であると考えられる。

○パトロール等に参加する方々へ配布する腕章や共通ユニークオーム、ステッカーなどを活用し、目立つ形で児童生徒を見守る体制を示すことも犯罪抑制効果が期待できる。

関係機関とも連携をとり、通学路の環境整備を行う必要がある。

## ②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

○通学路に regardし、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。

### ・危険・要注意箇所

(道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等)

### ・公園や空地など不特定の人が容易に入りやすい場所

・交番や「子ども一一〇番の家」など万一大の際に幼児児童生徒が駆け込める場所

### ○把握した情報はPTAや保護者会で配布し、説明して共通認識を得る必要がある。また、最寄りの交番や警察、自治会などにも資料を配布することが望まれる。

○児童生徒に対しても「通学路安全マップ」の作成などを通じて周知することが有効である。その際、次のような点に配慮することが望ましい。

・「通学路安全マップ」作成に当たっては、学級活動や生活科、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動など様々な

機会を活用して、児童生徒自身の参加により作成を進めることが効果的と考えられること

様々な学年を組み合わせたグループを作ったり、保護者とともに作成するなど狙いと発達段階を考慮して作成すること

・場合によつては、防犯についての専門的な助言を得るために、警察官の協力を得ることも考えられること

・児童生徒が実感をもつて理解できるように、児童生徒自身による写真やイラスト、書き込みなども積極的に活用すること

・作成過程において、「子ども一一〇番の家」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合うことも有効であること

## 第二 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などにして警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。

### ①安全な登下校方策の策定・実施

・幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、保護者や

把握・周知徹底を行うこと。

## 二 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するためには、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の対策を実施すること。

## 三 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全部教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、幼児児童生徒に危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施等の取組を通じて、幼児児童生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を推進すること。

## 四 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくこと。

## 五 警察との連携

登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であることから、学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に

関する情報の共有等様々な機会をとらえて、警察との意見交換等を実施すること。

(別紙添付、別添省略)

別紙

平成一七年一二月六日

## 第一 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。

### ① 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

- 教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定する必要がある。

- 通学路周辺の状況は変化することから、例えば、定期的に、毎学期点検を実施したり、必要に応じて隨時実施することが望まれる。

- 点検等により、障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど防犯上好ましくない状況が発見された場合は、

## ○余裕教室等を地域住民の学習・交流の場に活用

## ○安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成・配布

## ○連絡会・協議会等の設置

## ○子ども一一〇番の家の導入（増加）や対処方法の指導

## ○CATV、コミュニティFM及びインターネット等による情報提供

## 六 警察や消防署などの関係機関との連携

## ○学校内外の巡回や安全確保の協力依頼

## ○連絡会・協議会等の設置

## ○所轄警察の協力による安全教室・防犯訓練等の実施

## ○通学路の安全点検と要注意箇所の改善に関する協議

## ○登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

平一七一二一七文科第三三三号  
附属学校を置く各國立大学法人長、各都道府県知事、各都道  
策局長、指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政  
策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長

全管理についての点検項目（例）の改訂について（平成一三年八月三一日一三文科初第五七六号）、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成一四年一一月文部科学省）等を参考にして、登下校中の安全も含め対応に努めてきていたところですが、この度、登下校時における安全確保対策について別紙のように「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」としてとりまとめました。

その概要是下記のとおりですので、別紙を踏まえ、学校や地域の実状に応じた安全確保対策を講じていただくようお願ひいたします。本件については、警察庁とも協議し、都道府県教育委員会と都道府県警察との連携の強化について要請し、同庁においても、本日付けて、別添「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を各都道府県警察の長等に対し発出してありますので申し添えます。

また、都道府県におかれでは、所管の学校や、域内の市町村及び所轄の私立学校に対し周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

## 記

## 一 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するために、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の

この度、一月二二日に広島市立矢野西小学校一年生の児童が、二月一日にも栃木県今市市立大沢小学校一年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあつてはならない事件が発生いたしました。

各学校では、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安

### ③ [教コメ六二]

費用については、総務省において、地方債や、当該団体における財政状況に応じた特別交付税による財政措置を講ずることとされることと申します。

また、今後の学校における安全管理の在り方については、現在、文部科学省において検討中であることを併せて申し添えます。

#### 別紙

##### 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例

- 一 来訪者への対応等
  - 出入り口の限定や立て札・看板等の設置
  - 来訪者の受付や声かけによる身元確認
  - 来訪者の入校証・名札等の着用
- 二 施設設備の点検整備
  - 監視カメラ・インターホン（カメラ付き）等の防犯設備の設置
- 三 安全管理の徹底
  - 校門・フェンス・外灯・鍵等の点検整備
  - 非常電話・ベル・ブザー等の非常通報装置の設置
  - 教室や職員室等の配置の変更
  - 窓ガラスを透明なものに交換（防犯ガラス等の採用）
  - 死角の原因となる立木等の障害物の撤去
  - 不審者発見時の学校等への通報依頼
- 四 幼児児童生徒への対応
  - 集団（複数）登下校の実施（指導）
  - 安全管理についての幼児児童生徒への指導や避難訓練の実施
  - 安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成・配布
  - 地域安全マップ等の作成
- 五 保護者・地域・関係団体（P.T.A、自治会、青少年教育団体等）との連携
  - 保護者・地域住民・関係団体への協力依頼
  - 保護者やボランティア等による登下校時の立哨（謝金支給の場合を含む）
  - 登下校時の保護者の同伴
  - 学校活動における学校支援ボランティアの協力
  - 不審者発見時の学校等への通報依頼

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する協力のお願いについて（協力依頼）

去る六月八日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

文部科学省といたしましては、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成一二年文初小第五〇〇号）等により、各学校等において適切な方策を講じられるようお願いしてきたところであり、このたびの事件に關わる文部科学大臣談話（別紙二）においても、学校の安全管理のための方策についての緊急の再点検をお願いしております。

このような状況の中、各学校等においても再点検等を進めているところですが、事件の重大性や類似事件の再発防止等の觀点から、不審者への対策など、特に緊急に各学校等において対応策を講じることが必要であると考えられる事項について、早急に対応策を講じていただくよう改めて通知を発出したところです。（別紙二～四）

しかしながら、各学校等において対策を講ずるに当たっては、PTAをはじめとする保護者の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えられます。

ついては、各学校との密接な連携の下、必要な取組が進められま

すよう御協力をお願い申し上げます。

ついては、所管の学校及び都道府県教育委員会にあつては域内の市町村教育委員会に対して、周知いただきとともに、地域の実情や学校の具体的な状況に応じた対応がなされるよう指導方をお願いします。

なお、公立学校における平成一三年度中に行う緊急対策に要する

○幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について

〔平一三・七・一〇 一三月初企第一二号  
各都道府県教育委員会総務担当課長 各指定都市教育委員会総務担当課長  
当課長あて 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知〕

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」（平成一三年六月一日付け一三文科初第三七三号）により、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いしたところです。

各教育委員会及び学校におかれでは、緊急の再点検をはじめ様々な取組を実施いただいているところですが、その実施状況を集約し、学校における当面の対応に資するため、別紙のとおり、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例」を作成しましたので送付します。

③〔教コメ六二〕

行為を断じて許さないとの思いを共有していただきたいと、この機会に強く訴えたいと思います。

(注) 文部科学省では、平成一二年一月に「幼児児童生徒の安全確保についての点検項目」を取りまとめ、各学校及び教育委員会においては、日頃から、学校の安全管理のための方策を講じるよう通知しているところ。

(注) 本日、直ちに、岸田副大臣を本部長とする「大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件対策本部」を設置したところであり、また、池坊大臣政務官を現地に派遣し、今回の事件についての実態を把握して対応策を講じる。

別紙二

一三文科初第三七三号  
平成一三年六月一一日

社団法人日本PTA全国協議会会长

今井佐知子殿

社団法人全国高等学校PTA連合会会长

田邊一徳殿

全国国公立幼稚園PTA連絡協議会会长

高橋勝明殿

全日本私立幼稚園PTA連合会会长代行

吉村元香殿

全国国立大学附属学校PTA連合会会长  
岡田純一殿

全国盲学校PTA連合会会长  
中須賀かづ子殿

全国聾学校PTA連合会会长  
山下弘殿

全国知的障害養護学校PTA連合会会长  
星野賢治殿

全国肢体不自由養護学校PTA連合会会长  
谷口篤殿

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会会长  
越川年殿

文部科学省生涯学習政策局長  
近藤信司

文部科学省初等中等教育局長  
矢野重典

文部科学省高等教育局長  
工藤智規

文部科学省スポーツ・青少年局長  
遠藤純一郎

に、類似事件の発生等についての不安も国民の間に生じてきております。

については、各教育委員会におかれでは、至急、教育委員会の会議を開催し、学校長や関係団体、関係機関の意見等を聞きつつ、事件の再発防止等の観点から、所管の学校について、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いします。

その際、特に、不審者に対する対応策については、出入り口での確認等不審者を識別するための方策、校内の巡回等不審者を発見するための方策、万一、学校内に不審者が立ち入った場合における児児童生徒への迅速な注意喚起や緊急避難のための誘導の方策等を中心には速く具体的な対応策を定め、所管の学校において措置していただくようお願いします。

さらに、都道府県教育委員会にあつては、域内の市町村教育委員会においても、各学校の設置者として、至急、教育委員会の会議を開催し、所管の学校で同様に必要な取組が行われるよう周知方をお願いします。

なお、対策を講ずるに当たっては、PTA等との連携が重要であると考えられるため、社団法人日本PTA全国協議会をはじめとする関係団体の長宛の協力依頼を別途発出しておりますので、参考のため添付いたします。(別紙二)

## 別紙一

文部科学大臣談話

平成一三年六月八日

この度の事件は、あまりにも痛ましく、決して許されない出来事であります。

まずもつて、今回被害にあわれた児童のみなさん、けがをされた方々に対し、心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

子どもたちが楽しく安心して学べる場であるはずの学校で、このような多数の児童や教員が犠牲となる事件が起きたことは、誠に残念であり、二度と繰り返されてはならず、関係者が全力で再発を防ぐ必要があります。

我が省としては、平成一二年一月に「幼児児童生徒の安全確保についての点検項目」を取りまとめ、各学校及び教育委員会に対し、学校の安全管理のための方策を講じていただいているところですが、この際、改めて、緊急の再点検をお願いいたします。

また、保護者やPTAをはじめ地域の関係団体の方々におかれても、児児童生徒の安全確保について、地域ぐるみで取り組んでいただくようお願いいたします。

最近大人社会において、残虐な事件が頻発している風潮がみられ、学校だけでは対応できない事態に鑑み、社会全体でこうした卑劣な

③ [教コメ六二]

○ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について

て

平一二・一・七 文初小第五〇〇号  
各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教  
育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、  
国立久里浜養護学校長あて文部省初等中等教育局長、  
文部省生涯学習局長、文部省体育局長依頼

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これま

でも御努力いただいているところですが、今般、小学校の校庭において、不審者により児童が刺殺されるという事件が発生しました。

学校においては、日頃から、学校開放等地域に開かれた学校づくりを推進することが重要であり、そのためにも、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等において、PTA等による学校支援のボランティアの活用をはじめ、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となつて幼児児童生徒の安全確保の方策を講じることが必要です。また、教職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携による対応等により学校の安全管理のための方策を講じることが必要です。

については、これを契機に、貴管下の各学校において、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、別紙の点検項目を参考にして点検を実施するなど、家庭や地域との連携の下、取組の一層の充実が図られるようお願いします。また、貴職におかれでは、その対応状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、継続して家庭、

地域と一体となつた安全確保の方策が講じられるようお願いします。

また、域内の市町村教育委員会においても、管下の各学校にて安全確保についての点検を行うなど、上記と同様の措置が講じられるよう指導をお願いします。

(別添省略)

○ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急に対応すべき事項について

平一三・六・一 一三文科初第三七三号  
各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会  
教育長あて文部省初等中等教育局長、文部科学省  
省スポーツ・青少年局長通知

去る六月八日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これまで「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」(平成一二年文初小第五〇〇号)等により、各学校等において適切な方策を講じられるようお願いしてきたところであり、このたびの事件に因る文部科学大臣談話(別紙)においても、緊急の再点検をお願いしております。

各学校等においては、現在、再点検等を進めていただいているところと思いますが、今回の事件は国民に大きな衝撃を与えるとともに

導目標、指導項目、指導内容、指導時間等を定めた交通安全教育に関する年間計画を作成し、これに基づいて計画的に推進すること。

その際、特に、学級指導・ホームルームにおける指導については、年間を通じて十分な指導時間を確保すること。また、学校行事における指導の事前及び事後に学級指導・ホームルームにおいて、指導の徹底を図るなど、学級指導・ホームルームにおける指導と学校行事における指導、日常の学校生活における指導、課外指導等との有機的な連携を図ること。

二 学校においては、交通安全教育に関する校務分掌の組織を整えるとともに、校内研修等により全教職員の共通理解を深め、交通安全教育の組織的な推進を図ること。

三 中学校及び高等学校においては、生徒の自転車乗車中の事故の防止に資するため、学級指導・ホームルーム、学校行事などにおいて十分な指導時間を確保し、「自転車に関する安全指導の手引（改訂版）」等を活用しながら、自転車の事故の原因及びその安全な利用に関する指導の徹底を図ること。

四 高等学校においては、高校生の二輪車による事故の防止に資するため、警察署、二輪車安全普及協会等の関係機関・団体と連携しながら、課外指導等において、安全運転の実技指導を行うなど、生徒の二輪車の安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ること。

五 学校においては、親子交通教室、学校通信、P.T.A.による登下校時の指導などを通じて、保護者の交通安全に対する理解と関心を高め、家庭において児童・生徒等が交通安全に関する望ましい習慣を身につけるようにその協力を求める」と。

### ③ [教コメ六一]

四 学校における交通安全教育においては、各学校段階ごとに次の

内容を重点的に指導すること。

(昭六一・六・六文体保第一四一號)  
（体育局長通知）

○幼稚園 道路の歩行、道路の横断、乗り物の安全な利用

○小学校 道路の歩行と横断、乗り物の安全な利用と自動車の機能、自転車の安全な乗り方と点検

○中学校 自転車の安全な利用、自動車の基本的な構造と機能、交通事故防止と安全な生活

○高等学校 自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通法規、交通事故と防止対策

なお、高等学校においては、二輪車の使用規制等の管理的な指導を行つている場合においても、上記の内容について交通安全教育の徹底を図ること。

五 学校における交通安全教育の改善、充実を図るため、教育委員会においては、教員に対する研修会の計画的な実施に努め、教員の指導力の向上を図るとともに、教員用指導資料の作成、児童・生徒用教材の作成普及に努めること。

交通安全教育の推進については、昭和五六年六月二二日付け文体育第一一六号「交通安全の確保と交通安全教育の徹底について」などにより、貴職におかれでは、かねてから適切な措置をとられていましたが、ささらに下記の事項に留意の上、学校における交通安全教育が徹底されるよう、貴管下の市町村教育委員会、学校等の関係機関に対して御指導をお願いします。

#### 記

一 学校における交通安全教育の実施に当たつては、学年ごとの指

(四) 学校においては、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならないこと（規則第二十二条の七）。

(五) 前記(一)～(四)の事項は専修学校に準用されること（法第二十二条及び規則第二十九条）。

(六) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校保健安全計画の立案に参与すること（規則第二十三条、第二十四条及び第二十五条）。

#### ○交通安全の確保と交通安全教育の徹底について

（昭五六・六・一二文体保第一一六号）

「」のたび、交通安全対策基本法（昭和四五年法律第一一〇号）第二四条第一項の規定に基づき、昭和五六年度文部省交通安全業務計画が別添のとおり作成されましたので、送付します。

この業務計画は、交通安全対策基本法第二十二条第一項の規定に基づき昭和五六年度から昭和六〇年度までの五年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めた第三次交通安全基本計画（昭和五六三年三月三一日中央交通安全対策会議作成）に基づき、昭和五六年度において「文部省が講すべき施策」及び「都道府県が講すべき施策」に関する計画の作成の基準となるべき事項」を定めたものであります。

ついては、下記の事項に留意の上、この業務計画の趣旨に沿つて、児童・生徒等の交通事故防止に努めるとともに、学校における交通安全教育を徹底されるよう願います。

#### 記

一 児童・生徒等の交通事故を防止するためには、児童・生徒等が安心して通行できる道路交通環境を確立することが基本であるので、学校及び教育委員会においては、関係機関に積極的に働きかけて、安全な道路交通環境づくりの促進に努めること。

二 学校における交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立つて、身近な交通環境における様々な危険に気付いて的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として、その責任を自覚し、自己の安全のみならず他人の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを目指して、学校の教育活動の全体を通じて行うこと。

三 学校における交通安全教育は、安全教育の一環として、児童・生徒等の心身の発達段階や地域の実情に応じて、その目標、月ごとの重点、学年ごとの指導時間、指導内容等を定めた年間計画を作成し、これに基づいて計画的、組織的に行うこと。

なお、この年間計画は、学校保健法（昭和三三年法律第五六号）第二条の規定に基づく安全計画と一緒に立てることが望ましいこと。

## 通知・通達、行政実例、判例等



### 【通知・通達】

○学校保健法、同法施行令及び同法施行規則の一部改  
正等について（抄）

昭五三・四・一 文体保第六九号  
各國公私立大學長・各都道府縣教育委員會長  
各國公私立高等専門學校長あて  
文部省體育局長通知

このたび、別添のとおり、学校保健法（昭和三三年法律第五六号、以下「法」という。）が日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律（昭和五三年法律第一四号、以下「改正法」という。）により改正され、これに伴つて同法施行令（昭和三三年政令第一七四号、以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和三三年文部省令第十八号、以下「規則」という。）も改正され、それぞれ一部の規定を除いて本年四月一日から施行されました。また、この機会に伝染病の発生の報告に関する通達の一部を改正することといたしました。その概要及び留意点は左記のとおりでありますので、事務処理について遺漏のないようお願いします。

なお、都道府県教育委員会にあつては貴管内各市町村教育委員会

に対し、都道府県知事にあつては所管の私立学校及び私立専修学校に対して、この旨周知徹底されるようお願いします。

#### 記

一 安全管理について

学校における安全管理に関し必要な事項を定めたこと。

- (一) 学校においては、安全点検その他の安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないこと（法第二条。）なお、計画は、学校の事情により、保健に関する事項と一括して立てても、別個に立てても差し支えないこと。
- (二) 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならないこと（法第三条の二）。
- (三) 安全点検は、他の法令に基づくもののか、毎学期一回以上行わなければならぬこととし、そのほか必要に応じ臨時に行うものとすること（規則第二十二条の五）。
- (四) 学校においては、安全点検の結果に基づき必要に応じて危険箇所の明示施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならないこと（規則第二十二条の六）。

— マップの作成など安全指導の一層の充実に努めることが必要である。

## 七 教職員に対する研修

教職員に対する研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努める必要がある。

## 八 改正経緯

平成二〇年、「学校保健法等の一部を改正する法律」(平成二〇年法律第七三号)により、新設された。なお、「第二章第一節2 学校保健計画の策定等（第五条）六 改正経緯」を参照のこと。

### 【参考条文】

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律及
- 第二十三条（教育委員会の職務権限）
- 第二十三条（学校等の管理）

の多様な行動に対応したものとなるよう留意することが必要である。

安全点検に関する施行規則の内容は、次のとおりである。

- ① 学校保健安全法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の以上の有無について系統的に行わなければならぬ（施行規則第二十八条第一項）。

ここでいう「他の法令」とは、例えば消防法（昭和二二三年法律第一八六号）や建築基準

法（昭和二五年法律第二〇一号）等の安全管理関係法令に基づくものが想定されている。

- ② 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする（施行規則第二十八条第二項）。
- ③ 学校においては、①②の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（施行規則第二十九条）。

## 六 児童生徒等に対する日常生活における安全指導

児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要である。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件、事故、災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示した

なお、学校安全委員会は、学校における安全に関する課題を研究協議し、学校安全を推進するための組織である。学校安全委員会は、校長、安全主任、保健主事、養護教諭などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、地域の関係機関（警察署、消防署、交通安全協会等）の代表などを主な委員とし運営することとされている。今後も、学校安全委員会を通じて、学校内の安全活動の中心としての機能のみならず、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校安全活動を展開することができるよう、その活性化を図っていくことが必要である。

## 五 安全点検

学校環境の安全を図るため、安全点検その他の安全に関する事項について計画を立てこれを実施しなければならないことは、昭和五三年改正により規定が追加され、当時の学校保健法施行規則において安全点検に関する規定が新設された。事後措置に関する規定については、平成二〇年法改正により学校保健安全法第二十八条に規定されたことから、平成二一年省令改正により、施行規則からは削除された。

学校の施設設備の安全点検については、校舎からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや、地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（法第二十八条）を講ずることが求められる。なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等

(3) [教コメ六一]

おける安全管理と安全教育との関係の調整を図り、一層成果のあがるように努めることが必要であること。

(3) 学校安全計画の実施に当たつては、学校の職員の責任分担を明確にし、その円滑な実施を図ることが必要であること。

(4) 学校安全計画の原案の作成は、学校安全主任（小規模校等では、保健主事又は生活指導主任等）が担当し、養護教諭が協力するのが通例であろう。学校安全計画の原案の作成に当たつて、考慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

① 前年度の学校安全計画とその実施についての評価

② 最近（過去）における学校の管理下等における全校児童生徒の災害（負傷、疾病、廃疾、死亡）の状況、当該都道府県及び全国においての学校の管理下における児童生徒の災害特に死亡及び重廃疾についての事例

③ 安全点検の成績

④ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の意見

学校安全に関する取組を進めるに当たつては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図つていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校安全計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である（学教法第四十三条参照）。

また、実施された学校安全計画については、十分に評価を行うことが必要である。

きまり・約束、安全確保のための方法等に関する事項

ウ 生活安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査

エ 校内及び地域における誘拐・暴力等の犯罪防止対策及び緊急通報等の体制

② 通学に関する事項

ア 通学路の設定と安全点検

イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

ウ 自転車、二輪車、自動車（定期制高校の場合）の使用に関するきまりの設定

エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

なお、通学に関しては、誘拐・暴力のような犯罪防止という生活安全の観点も考慮することとする。

③ 防災に関する事項

ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保

ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

(2) 学校安全計画を立て、実施するに当たっては、学校安全委員会の意見を聞き、また学校に

## 四 学校安全計画の内容、立案等

学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。

学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必ず盛り込むこととされている。

学校安全計画に盛り込むべき具体的内容及び立案、実施に当たって留意すべき点については、学校保健法制定時の学校保健計画の内容、立案等について体育局長通達において示されたような実施基準は示されていないが、学校安全計画の立案、実施に当たっては、法で定められた右記三点を踏まえ、次記によることが適当であると解される。

(1) 学校安全計画には、学校における安全管理に関する事項として、次のような事項について実施計画を立てること。

### ① 学校環境及び学校生活に関する事項

#### ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検

イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全の

ことに留意されたい」とされている。

例えば大学以外の公立学校についてみると、校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の安全に関することは、教育委員会が管理し、及び執行する権限を有する（地教行法第二十三条第九号）。しかしながら、児童生徒等の安全に関する事項をすべて教育委員会が実際に行うわけではなく、学校の校務として校長の責任において行う部分も多い。教育委員会と学校との間の権限ないし、責任の分担を明確にするものは、教育委員会がその所管に属する学校の管理運営の基本的事項について定める教育委員会規則（学校管理規則）であり（地教行法第三十三条第一項）、当該規則に基づき適切な役割分担の下、「学校において」、学校安全計画が策定されるのである。

### 三 計画作成の必要性

学校安全計画とは、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画である。なぜこの計画を立てる必要があるかといえば、（一）学校教育が教育課程に基づく教育指導計画により予定的に進められていることとの関連から、また、（二）安全管理を合理的、円滑に実施するためであり、さらにいえば、（三）安全教育と安全管理の間の連携、調整を図ることが、本来の目的達成のために効果的であるからである。

解  
説

一 趣旨

本条では、学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について、地域、学校の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、これを実施しなければならないものであることを規定したものである。

二 学校安全計画の作成権者

本条において「学校においては」とあるが、これは、学校という場においてはという意味であつて、学校安全計画の立案、実施をすべて学校の責任とする意味ではない。

公布通知（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」 平成二〇〇年七月九日）  
○文科省第五二二号 スポーツ・青少年局長通知）においても、「学校においては」とは、「これららの措置の実施をすべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものである

童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

最終改正(平成二一年文部科学省令一〇号)

### 日常における環境の安

全 日常における環境の安

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならぬ。

本条・追加(平成二一年三月文科令一〇号)

## 第二節 学校安全計画の策定等

### ■学校保健安全法

#### (学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

最終改正〔平成二〇年法律七二号〕

#### ◇学校保健安全法施行規則

安全点検  
一 第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児

### 第三章 第一節 学校安全

五二五八 (～五四〇〇)

ド・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられる」と。

### ③ [教コメ六一]

#### 三 学校安全に関する留意事項

##### (八) 学校安全に関する学校の設置者の責務について（第二十 六条）

一 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割的重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、そとの責務を法律上明確に規定したものであること。

二 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であつて、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。

#### 四

「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

#### 五 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されること。

三十条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされており、から、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

三 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に

危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

律（平成二〇年法律第七三号）」（以下「改正法」という。）が平成二〇年六月一八日に公布され、平成二一年四月一日から施行されました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関する、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添一及び別添二のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯

決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政令の改正及び関係告示の制定については、追つてこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

### 記

#### 第一 改正法の概要

##### 第一 学校保健法の一部改正関係（改正法第一条関係）

###### 三 学校安全に関する事項

###### （一）学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（以下「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第二十六条関係）

#### 第二 留意事項

##### 第一 学校保健安全法関連

### (3) [教コメ六二]

けで、別添「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を各都道府県警察の長等に對して發出してありますので申し添えます。

また、都道府県におかれでは、所管の学校や、域内の市町村及び所轄の私立学校に對して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

#### 記

##### 一 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知徹底を行うこと。

##### 二 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するためには、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の対策を実施すること。

##### 三 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、児児童生徒に危険予測能力や危険回避能力を身につけることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施

等の取組を通じて、幼児児童生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を推進すること。

#### 四 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくこと。

#### 五 警察との連携

登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であることから、学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な機会をとらえて、警察との意見交換等を実施すること。

(別紙省略(第二十七条参照)、別添省略)

#### ○学校保健法等の一部を改正する法律の公布について

(抄)

平成〇・七・九  
各都道府県教育委員会、各文科省第五二二、号  
各指定都市市長、各團体、各公私立大学、各都道府県知事、  
大學又は高等専門学校を設置する各地、各公私立高等専門学校の長、各公立大学  
の理事長、独立行政法人創立高等専門学校、機構理事長、大學又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大學を設置する各  
学校設置会社の代表取締役、放送大学の園理事長、文部科学省  
スポーツ・青少年局長通照

このたび、別添一のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法

## 学校安全に関する具体的な留意事項等

## 〔学校による具体的取組についての留意点〕

- ・実効ある学校マニュアルの策定
- ・学校安全に関する校内体制の整備
- ・教職員の危機管理意識の向上
- ・校門等の適切な管理
- ・防犯関連設備の実効性ある運用
- ・子どもの防犯教育の充実
- ・日常的な取組体制の明確化

## 〔設置者による具体的取組についての留意点〕

- ・設置する学校の安全点検の日常化
- ・教職員に対する研修の実施

## 〔地域社会に協力願いたいこと〕

- ・学校安全の取組に御協力いただける方の組織化を
- ・不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を
- ・「子ども一一〇番の家」の取組への一層の御協力を
- ・安全・安心な「子どもの居場所づくり」を

## 〔地域の関係機関・団体に協力願いたいこと〕

- ・学校との一層の連携を

## ○登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

(平一七・一二・六 一七文科第三三三号)  
 附属学校を置く各国立大学法人学長、各都道府県知事、各都道府県  
 指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長 初等  
 中等教育局长、スポーツ・青少年局长

この度、一月二二日に広島市立矢野西小学校一年生の児童が、二月一日にも栃木県今市市立大沢小学校一年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあってはならない事件が発生いたしました。

各学校では、これまで「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について」（平成一三年八月三一日一三文科初第五七六号）、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成一四年一二月文部科学省）等を参考にして、登下校中の安全も含め対応に努めてきていただいたところですが、この度、登下校時における安全確保対策について別紙のように「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」としてとりまとめました。

その概要是下記のとおりですので、別紙を踏まえ、学校や地域の実状に応じた安全確保対策を講じていただくようお願いいたします。本件については、警察庁とも協議し、都道府県教育委員会と都道府県警察との連携の強化について要請し、同庁においても、本日付

### ③ [教コメ六二]

の画面から取り組む「子ども安心プロジェクト」を推進している。このプロジェクトの中で、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の作成（平成一四年一一月）や、「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定の充実（平成一五年八月）、防犯や応急手当の訓練により教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催の支援など、様々な施策を推進してきた。

これらを踏まえ、全国各地の学校では、学校や地域の状況に応じた学校安全に関する取組が行われてきているものの、附属池田小学校の事件の後も、昨年一二月の京都府や兵庫県の小学校の事件など、学校に不審者が侵入して子どもの安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない。

関係者には、「私たちの学校や地域では事件は起ころまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という危機感を持つていただきたい。その上で、様々な対策を意図的に講じていかなければ学校の安全は確保できないという認識の下、緊張感を持つて子どもの安全確保に取り組んでいただきたい。

また、子どもの健全な育成が学校、家庭、地域社会との連携・協力なしになし得ないと同様、「安全・安心な学校づくり」、「安全・安心な子どもの居場所づくり」も地域ぐるみの取組なしにはなし得るものではない。

保護者の方々、地域社会の方々、警察・消防・自治会・防犯協会

等の関係機関・団体の方々におかれでは、学校や子どもの安全をめぐる危機的な状況を是非御理解いただき、次世代を担う子どもの安全を守るための取組に積極的に御協力願いたい。

このたび、各学校でより具体的な安全確保の取組を推進していただくため、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により子どもの安全を確保するための方策等について、別紙のようにまとめた。

これを関係する全ての方々にお読みいただき、それぞれの学校や地域で子どもの安全確保のための取組が積極的に推進されることを願つてやまない。

なお、文部科学省では、平成一六年度においても、「子ども安心プロジェクト」として、「防犯教室」の開催の支援に関する事業や、地域との連携を重視した学校安全に関する実践的な取組を行う「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」等を引き続き推進するほか、新たに、教職員の危機管理意識を向上させるための「防犯教育指導者用参考資料」の作成・配布を行うこととしている。また、学校施設の防犯対策に関する事例集の作成をはじめとする、学校施設の安全部に関する事業も推進することとしている。

今後も、文部科学省としては、学校安全に関する施策について、組織的、継続的に対応していきたい。

幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、

「幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成二年一月七日付け文初小第五〇〇号）、「幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急に対応すべき事項について」（平成二年六月一一日付け一三文科初第三七三号）、「幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」（平成一

月一〇日付け一三初企第一二号）等に基づき、適切な対応をお願いしているところです。

については、こうした取組に資するため、各教育委員会等の意見を

踏まえ、このたび、上記「幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」で参考として示した、「幼稚児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）」を改訂しましたので送付します。

各学校やその設置者におかれでは、今回の「点検項目（例）」を参考として、例えば一学期に一回など定期的に点検を実施し、改善すべき点があれば早急に対応するようお願いします。なお、その際

には、学校種や学校、地域の状況等に応じて点検項目を工夫するなど、実態に合った対応が継続的になされるようお願いします。なお、都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会に対しても、適切な対応がなされるよう御指

導をお願いします。

また、私立学校主管部課にあつては、所轄の私立学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

（例 省略（第二十七条参照））

### ○学校安全緊急アピール

—子どもの安全を守るために—

（平成一六年一月二〇日）  
（文部科学省）

今、「子どもの安全」が脅かされている。

近年、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加している。凶悪犯が増加するとともに、外部の者が学校へ侵入した事件が、平成一四年には二、一六八件と、平成一一年（一、〇四二件）と比べて二倍を超える状況にある。

平成一一年一二月には京都市立日野小学校において、平成一三年六月には大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、あまりにも痛ましく、安全であるべき学校において、決してあつてはならぬ事件が発生した。

文部科学省では、学校における事件・事故が大きな問題になつてゐる近年の状況を重く受け止め、学校安全の充実にハード・ソフト

## 通知・通達、行政実例、判例等



### [通知・通達]

#### ○ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（抄）

平一二一・一・七 文初小第五〇〇号  
 各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、國立久里浜養護学校長、各都道府県文部省初等中等教育局長、文部省生涯學習局長、文部省体育局長依頼

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これまで御努力いただいているところですが、今般、小学校の校庭において、不審者により児童が刺殺されるという事件が発生しました。

学校においては、日頃から、学校開放等地域に開かれた学校づくりを推進することが重要であり、そのためにも、授業中はもとより、

登下校時、放課後、学校開放時等において、PTA等による学校支援のボランティアの活用をはじめ、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となつて幼児児童生徒の安全確保の方策を講じることが必要です。また、教職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携による対応等により学校の安

全管理のための方策を講じることが必要です。

ついては、これを契機に、貴管下の各学校において、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、別紙の点検項目を参考にして点検を実施するなど、家庭や地域との連携の下、取組の一層の充実が図られるようお願いします。また、貴職におかれでは、その対応状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、継続して家庭、地域と一体となつた安全確保の方策が講じられるようお願いします。

また、域内の市町村教育委員会においても、管下の各学校において安全確保についての点検を行うなど、上記と同様の措置が講じられるよう指導をお願いします。

（例 省略）

#### ○ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について（抄）

平一二一・八・三 文科初第五七六号  
 各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、國立久里浜養護学校長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知

かなければならぬが、その対象は、火災、地震、風水（雪）害、原子力災害、校内外における犯罪、遠足、修学旅行などがある。

通学路の安全管理は、通学路の設定、危険箇所の表示、障害物の撤去などの通学路の安全確保などがある。

#### 四 学校における安全管理の進め方

安全管理を効果的に進めていくためには、学校安全計画を立て、何をどのようにしていけばよいかを学校運営組織の中に具体的に位置付けることが重要である。

したがつて、安全点検のポイントを、具体的に示しておく必要があり、対象や種類別の安全点検表、項目毎の分担等を明確にした実施要綱を作成し、教職員の共通理解を図るようにしなければならない。また、評価を常に実施する必要がある。

さらには、児童生徒等が自らが安全意識を高め、集団の安全を確保するということから、教師とともに評価する活動についても配慮することが大切である。

## 七 改正経緯

### 【参考条文】

平成二〇〇年、「学校保健法等の一部を改正する法律」（平成二〇〇年法律第七三号）により新設された。

### ○学校教育法

- 第五条（学校の設置者）

- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保  
ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定  
エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

学校環境の安全管理の対象は、校舎内においては、教室、廊下、階段、昇降口、ベランダ、便所、水飲み場、屋上、給食室、体育館、校舎等の外壁などがある。校舎外においては、運動場、園庭、遊具、体育等の固定施設、移動施設、運動用具等の倉庫、足洗い場、プール、などがある。防災に対する安全管理の対象は、避難通路、消火器、防火用扉、理科用薬品の保管、掲示物などがある。また、防犯に関する安全管理についても、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

このため、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における不審者の情報がある場合の安全確保、不審者の侵入防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、園外保育、クラブ活動・部活動、学校行事、学校給食、清掃活動等作業時、その他学校におけるすべての教育活動が対象となる。事件・事故災害発生時には、速やかに適切な措置ができるよう万全の管理体制を確立してお

(三) 学校における安全  
管理の対象

## (二) 学校における安全管理の内容

及び通学の安全管理などを年間計画に基づき適切に行う必要がある。

学校における安全管理の内容は、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事件・事故災害発生時の安全管理及び通学の安全管理などがあるが、具体的には、以下の事項である。

## ① 学校環境及び学校生活に関する事項

## ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検

イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束、安全確保のための方法等に関する事項

ウ 生活安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査

## ② 通学に関する事項

## ア 通学路の設定と安全点検

イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定

エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

なお、通学に関しては、誘拐・傷害のような犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮することとする。

## ③ 防災に関する事項

ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうる。

## 五 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実

公布通知（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」 平成二〇〇年七月九日… ○文科省第五二二号 スポーツ・青少年局長通知）においては、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実の例として、防犯カメラやインタークーラーの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るために研修会の開催等が挙げられているが、こうした例を参考に、学校の設置者が地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずることが求められる。

## 六 学校における安全管理

### (一) 学校における安全管理の意義及び必要性

事故や災害の発生要因は、人的要因と環境要因があり、それらの要因に適切に対処することによって事故の多くは防止することができる。したがって、学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるようになることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事件・事故・災害発生時の安全管理

においては、第二十七条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第三十条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることなどとされていることから、当該規定等に基づき適切に対応することが必要である。

#### 四 事故、加害行為、災害等（「事故等」）

事故等のうち、「事故」とは、児童生徒等自身の不注意による転倒や破損した施設設備などによる負傷等の生活上の事故といった、危険及び危害を生じさせる一般的な事項である。

「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定している。また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられる。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危険を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となる。

「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努めることが必要である。

### ③〔教コメ六二〕

ち学校教育法第五条の規定によれば、学校の設置者は、その設置する学校を管理するわけであり、学校の設置者が行うとは、具体的な事務の処理についてはそれぞれの管理機関が行うものである。したがって、法において学校の設置者が行うというときは、国立大学法人が設置する学校にあつては国立大学法人の長、国立高等専門学校にあつては独立行政法人国立高等専門学校機構長、公立大学にあつては当該地方公共団体の長（公立大学法人の場合は公立大学法人の理事長）、大学以外の公立学校にあつては当該地方公共団体の教育委員会、私立学校にあつては当該学校法人の理事長が行うということである。

本条の学校安全に関する学校の設置者の責務に関する規定は、いわゆる設置者管理主義（学校教育法第五条）の延長線上にあるものであり、学校安全という個別の分野において学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、学校保健安全法においても改めて学校安全に関する学校の設置者の責務を明確に規定したものである。

### 三 その設置する学校において

本条における学校の設置者の責務の範囲は、「その設置する学校において」とされているが、具体的には、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のはか、②当該学校の敷地外であつて、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）が想定されている。なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法

解説

一 趣旨

本条は、学校安全に関する学校の設置者の責務として、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において事故、加害行為、災害等（「事故等」「災害等」）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（「危険等発生時」）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めることが規定されている。

学校安全に関して、学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確にしたものである。

二 学校の設置者の責務

「学校の設置者」とは、学校教育法第二条第一項の規定による学校の設置主体をいう。つまり国立学校にあつては国、公立学校にあつては地方公共団体、私立学校にあつては学校法人のことをいうが、具体的な事務の処理についてはそれぞれの管理機関が行うものである（すなわち

③ [教コメ六一]

## 第一節 学校安全に関する学校の設置者の責務

### ■学校保健安全法

#### (学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第二項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において、適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

最終改正〔平成二〇年法律七二号〕